

特集

徹底検証・消費税導入 26 年

派遣労働者増やす消費税の仕組み

佐伯 正隆

1 最悪の不公平税制・消費税

消費税は税制の基本である応能負担の原則を捨て去り、雇用と生活を破壊し、輸出企業を優遇するなど最悪の不公平な税制であり、欠陥だらけの税制である。

2014 年 4 月、国民の反対にもかかわらず消費税が 5 % から 8 % に増税され、その結果消費が落ち込み日本経済は一段と悪化した。

安倍首相は 2015 年 10 月に「予定」されていた消費税率 10 % への増税を、1 年 6 ヶ月延期して 2017 年 4 月とし、景気判断条項を付すことなく確実に実施すると発表した。

また、財界の税制改革提言は消費税率を 18 % まで引き上げるとしている。

消費税が 3 % から 5 %、そして 8 % に増税され、また、労働法制が改悪されるなか、企業、特に大企業は雇用形態を正社員から派遣に切り替えてきた。

正社員を派遣に切り替えると、企業は税務署に納める消費税が減少し、利益が増えることになる。消費税の持つ労働者の雇用を破壊する仕組みを確認することで、さらなる増税反対運動の力としたい。

2 非正規雇用の拡大

消費税の増税と労働法制の改悪は、労働者の

雇用状況を悪化させ続けている。消費税の影響による雇用状態の悪化は、良識ある学者や識者は以前から懸念していたことであるが、統計上も悪い影響が出ていることが明らかとなっている。

例えば、雇用者に占める非正規雇用者割合は消費税が導入された 1989 年に 19.1 % であったのに、5 % に増税された翌年の 1998 年には 23.6 % と上昇した。2013 年には 36.7 %、1906 万人（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など。うち派遣社員は 116 万人）にまで増加している（厚生労働省資料より）。

安定した雇用が破壊され続けているのである。

賃金についても、日本労働組合総連合の統計によれば 1997 年の年間賃金水準を 100 とした場合、2013 年で賃金が増えている業種は一つもなく、賃金水準は全業種平均で 86.1 となっており、賞与に至っては 67.1 と大幅なマイナスとなっている。

3 正規社員と非正規社員

労働者の賃金は、直接雇用方式では雇用者との直接労使関係があり、給料が直接雇用者から支払われるのに対し、派遣労働者は派遣元事業主と雇用関係を結び、給料も派遣元事業主から支払われることになる。

仕事の指揮命令関係は、派遣先である労働現

場の監督者から指揮命令を受けることになるのが派遣労働者である。したがって、雇用先と就業先が異なることから、日本経営の強さの根源であるといわれている家族的経営は崩壊の危機に直面している。家族的経営については近年再評価されており、著名な経営学者であるP・ドラッカー氏は「日本人の強みは、組織の構成員として一種の家族意識を有することにある」と指摘している。つまり、日本企業の強みは企業内の一体感により生みだされているともいえる。

そういった意味で派遣労働者の採用は、日本企業の良質労働力の優位性を根本から失う行為であるといえる。

4 雇用を派遣化すれば消費税が節税できる

企業が税務署に納める消費税の計算は、(売上高に含まれる消費税額) - (課税仕入高に含まれる消費税額) となる。

消費税についての誤解の一つは「消費税は消費者が支払っている」というものである。

消費税を税務署に納めているのは事業者(企業)であり、そのことは消費税法に次のように定められている。

消費税法 第5条(納税義務者) 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

事業者は原則として毎年1回決算の際に1年間の(売上高に含まれる消費税額)と(課税仕入高に含まれる消費税額)を計算し、税務署に納付する消費税額を算出し納付している。消費税法のどこにも「消費者は買い物をする毎に消費税を負担する(支払う)義務がある」とは書かれていない。

事業者は売上に消費税額が含まれることを前提として商品の価格を決定したり、別途「消費税8%」と称して価格を上乗せしたりしているのである。

もちろん、力の強い事業者は間違いなく消費税8%分を価格として上乗せすることから物価はその分上昇し、消費者は高くなった商品を購入することとなる。

さて、売上高については、輸出売上やごく一部の非課税売上(社会保険診療報酬、住宅の貸付など)以外には全て消費税が8%含まれていることになる。

問題は「課税仕入」とは何かである。国税庁のホームページをみると、消費税の課税対象は「国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等(商品や製品などの販売、資産の貸付け及びサービスの提供などをいう。)及び外国貨物の輸入」である。

仕入、外注費、交通費、水道光熱費、飲食接待費、修繕費、設備投資などが「課税仕入」となり、派遣先への支払いも外注費の一種として課税仕入となる。一方、給与・賃金は雇用契約に基づく労働の対価であり「事業」として行う資産の譲渡等の対価に当たらないから課税仕入に該当しない。

敢えて簡素化すると、企業が税務署に納める消費税額は(付加価値) × (消費税率) であり、付加価値は概算で(賃金 + 利子 + 地代 + 利益) となることから、賃金を物件費(派遣)に置換えれば、税務署に納める消費税額は減少する。

同じ労働の対価を支払うのでも、給料と物件費(派遣会社へ支払う費用)では、現行消費税法下では大きな差異が生じるのである。

下記の表を参照してほしい。

支給額 27 万円（消費税 8 %、保険料 2015 年 1 月の料率、30 歳で試算）

名目	支払額	会社負担社会保険料	仕入税額控除	実効法人税等 (35 %)	会社の実質負担額計
給料の場合	270,000	38,421	0	▲ 107,947	200,474
物件費の場合	270,000	0	▲ 20,000	▲ 87,500	162,500

給料の場合：(270,000 + 38,421) = 308,421 円 × 35 % = 107,947、法人税等の額が減少する。

物件費の場合：(270,000 - 20,000) × 35 % = 87,500 円、法人税等の額が減少する。

※ 法人税率等はわかりやすく 35 % とした。

上記の表からわかる通り、27 万円の支給を給料から物件費（派遣社員）にすれば、会社が支払う「給与相当額」は同じでも、会社の実質負担額は毎月 200,474 円から 162,500 円と 37,974 円も変わるのである。一年に換算すれば約 45.5 万円になり、もし派遣労働者が 100 人いれば、会社は同じ労働力を得る事が出来るにもかかわらず、年間約 4,550 万円のコストダウンができることになる。

1997 年に消費税が 3 % から 5 % に引上げられたが、その翌々年の 99 年に、港湾運送業務や建築業務等以外への派遣は「原則自由」とされ、さらに 2004 年 4 月からは製造現場への派遣も解禁された。消費税の引き上げと労働法制の改悪は財界の狙いという糸が繋がっているのである。

5. 消費税の増税と派遣労働

さて、消費税額に注目すると派遣元会社への支払額 270,000 円は、本体価格 25 万円、消費税額 2 万円（8 %）に分けることができる。

それでは、安倍首相がいうように、消費税率が上がったのと同様に賃金が上昇したらどうなるであろうか。本体価格 25 万円 + 消費税

45,000 円（18 %）となった場合の試算が次のとおりである。

消費税率がいくら上がっても、派遣先事業者の実質負担額は同じ 162,500 円で増えない、一方で、正規雇用者による会社の負担額は 200,474 円から 218,508 円に増加していく、これも消費税が持つカラクリの一つである。

6. 正規社員の半分を全員派遣労働に切替えた場合の企業の収支計算書

正規社員の半分を派遣労働に切り替えたとした場合の企業の収支計算の変化を見てみよう。

給与を派遣に置換える場合、派遣料の額をどのように決定するかの問題がある。派遣元で派遣する社員を社会保険に加入させるのであれば、本来その保険料相当額を派遣料に加える必要があるが、競争社会のなかで雇用を派遣化する場合に社会保険料相当額を加算することはまずあり得ないが、加算する場合（その①）としない場合（その②）に分けて計算した。

全員正社員の場合の納付する消費税の計算は、
 $(10,000 - 2,000) \times 8 \% = 640$

半分派遣とした場合

その①の納付する消費税の計算は、

支給額 29 万 5 千円（消費税 18 % でいわゆる転嫁を全額した場合、30 歳として試算）

名目	支払額	会社負担社会保険料	仕入税額控除	実効法人税 (35 %)	会社の実質負担額計
給料の場合	295,000	41,166	0	▲ 117,658	218,508
物件費の場合	295,000	0	▲ 45,000	▲ 87,500	162,500

	全員正社員	半分を派遣社員化 その①	半分を派遣社員化 その②
売 上	10,000	10,000	10,000
給料賃金	6,000	3,000	3,000
労働者派遣料	—	3,167	2,778
社会保険料	840	420	420
その他経費	2,000	2,000	2,000
課税される利益	1,160	1,413	1,802
法人税額等	406	495	630
納付消費税額	640	386	418

※1 売上に対する消費税額はいずれも800となる。

※2 その①の派遣料 ～ (給料賃金) + (社会保険料相当額)
 $= 3,420 \div 1.08$ (税抜処理) $= 3,167$

※3 その②の派遣料 ～ (給料賃金) $3,000 \div 1.08$ (税抜処理) $= 2,778$

※4 社会保険料は給与賃金の14%、法人税額等は35%とした。

$$(10,000 - 3,167 - 2,000) \times 8\% = 386$$

その②の納付する消費税の計算は、

$$(10,000 - 2,778 - 2,000) \times 8\% = 418$$

単位を仮に百万円とした場合、売上規模100億円の企業では、給与・賃金のうち二分の一を派遣化すると、税務署に納める消費税が6.4億円から3.86億円(その①)に減少することになる。

その②では利益が11.6億円から18億円と6.4億円も増加するのである。

このように消費税は派遣労働を促進し、生活や雇用を根底から破壊する税金である。

この面からも消費税是最悪の税金であり、増税ではなく、減税そして廃止を目指すべき税制である。

(さえき まさたか・税理士)